

ワーク・ライフ・バランス推進事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、ワーク・ライフ・バランス推進事業の委託にあたり、イクボス宣言企業等への学びの提供を通じて経営層の意識改革と職場環境整備を促進し、優秀な人材確保や女性活躍を推進することを目的とする。受託者の選定にあたっては、価格のみならず業務遂行能力や提案内容を総合的に評価し、本業務に最も適した契約候補者を選定するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 第156号 ワーク・ライフ・バランス推進事業業務委託

(2) 業務内容

「ワーク・ライフ・バランス推進事業業務委託仕様書」(別紙1)のとおり

(3) 委託期間

契約締結後5日以内から令和9年2月28日まで

3 提案上限額

提案上限額は3,181,000円(消費税及び地方消費税額含む)とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

| | | |
|------|----------|--------------------|
| 令和8年 | 4月20日(月) | 公募開始 |
| 令和8年 | 5月15日(金) | 質疑受付締切 |
| 令和8年 | 5月19日(火) | 質疑に対する回答(ホームページ)予定 |
| 令和8年 | 5月27日(水) | 参加申込書提出締め切り |
| 令和8年 | 6月5日(金) | プレゼンテーション開催通知発送 |
| 令和8年 | 6月15日(月) | 企画提案書等の提出締切 |
| 令和8年 | 6月26日(金) | プレゼンテーション審査 |
| 令和8年 | 7月6日(月) | 契約締結 |

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、公募開始日を基準日として次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 甲賀市から指名停止を現に受けていない者であること。
- (3) 市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が甲賀市に存する場合に限る。))、法人税(所得税)、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑及び応答

(1) 提出方法

別添の質問書(別紙2)により電子メールで行うこと。メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日(西暦8桁). 会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信し、送信後、必ず電話等で送信した旨を担当課に伝えること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和8年5月15日(金)12時(正午)

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3) 提出先

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地(甲賀市役所4階)

甲賀市産業経済部商工労政課働き方応援室

E-mail koka10351000@city.koka.lg.jp

(4) 回答方法

甲賀市ホームページによる回答を予定

(5) 回答予定日

令和8年5月19日（火）17時

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び甲賀市財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式1） 正本1部

イ 会社概要（様式2） 正本1部 副本6部

ウ 業務実績書（様式3） 正本1部 副本6部

エ 契約書の写し 契約案件ごとに1部

実績一覧に記載した契約について、契約書の写しを添付すること。

件名、契約年月日、契約者が記載されている部分とする。

オ 直近年度の国税（法人税（個人の場合にあっては、所得税））の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）。ただし、甲賀市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、直近年度の国税（法人税（個人の場合にあっては、所得税）及び消費税）及び市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が甲賀市に存する場合に限る。））の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの） 1部

カ 業務実施体制調書（様式4） 正本1部 副本6部

(2) 提出期間

令和8年4月20日（月）から5月27日（水）17時

(3) 提出方法

郵送に限る。郵便書留によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地（甲賀市役所4階）

甲賀市産業経済部商工労政課働き方応援室

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（別紙3）

「ワーク・ライフ・バランス推進事業業務委託企画提案書提出要項」参照、様式は問わない。

正本1部 副本6部（副本には社名、ロゴ等社名が判る表示はしないこと。）

イ 価格見積書（任意様式。宛先は甲賀市長とすること。） 正本1部

(2) 提出期限

令和8年6月15日（月）17時

(3) 提出方法

郵送に限る。郵便書留によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

1.0 審査方法

プレゼンテーション審査

(1) 審査方法 企画提案書の書面審査及びプレゼンテーション審査により行う。

(2) 審査日 令和8年6月26日（金）（時間は別途通知）

なお、応募者多数の場合は、日程を変更する場合がある。

(3) 日時等 日時等詳細は、企画提案書を提出した者に別途通知する。

(4) 提案時間 15分

(5) 質疑応答 10分

(6) 審査基準

別表により審査する。最低基準点は、審査員全員の合計において満点の60点とし、採用の決定は、最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。

(7) その他

ア プレゼンテーションにおいて、社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名等の記載は行わないこと。

イ 審査の対象事業者は、「6. 参加資格」要件を満たし、かつ「8. 参加申込の手続き」、「9. 企画提案書等の提出」を期限内に終えた事業者に限る。参加申込者全てに対して、別途「参加資格審査結果通知書」により通知する。

1.1 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

(2) 通知時期 令和8年7月1日（水）（発送予定）

1.2 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.3 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、甲賀市情報公開条例（平成16年条例第15号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.4 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を市に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式5）により、担当課宛てに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が「3. 提案上限額」を超過した場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) その他

申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.5 契約について

合計点数が最も高い事業者を最優先事業者、次に合計点数が高い事業者を次点事業者とし、最優先事業者と契約締結に向けた個別交渉を行ない、見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、最優先事業者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点事業者との協議を行うものとする。

1.6 問合せ先

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地（甲賀市役所4階）

甲賀市産業経済部商工労政課働き方応援室

T E L 0748-69-2189

E-mail koka10351000@city.koka.lg.jp

(別表)

| 審査項目 | | 評価基準 | 採点 |
|----------|--------------|---|-----|
| 組織評価 | 業務実績 | ・過去の業務実績から、本業務を実施するにあたって十分な知識や経験を有しているか | 35点 |
| | 実施体制 | ・業務遂行に必要な知識、経験のある人材が必要数確保されているか | |
| 基本事項評価 | 基本的考え方とコンセプト | ・業務目的、内容を的確に理解しているか ・本事業について、今後を見据えた長期的なコンセプトを有しているか ・本市の現状および特性を把握し、課題解決にむけた提案となっているか。 | 25点 |
| | 企画提案書の表現と構成 | ・提案書は分かりやすい表現で体系的に整理されているか ・有効な内容かつ納得できる思考の流れとなっているか | |
| | プレゼンテーション能力 | ・発表や、質問に対する回答は、要点を押さえたわかりやすいものであるか | |
| 総合的企画力評価 | 取組方針等の全体的考え方 | ・業務目的、内容を踏まえた取組方針が示され、それに基づく業務内容、業務スケジュール、人員体制が確保されているか | 30点 |
| 価格評価 | 見積金額 | ・(最も低い見積額÷当該事業者の見積額)×10点(小数点以下切り捨て)ただし、最も低い見積金額との差が2%ごとに、上記算定式による得点から1点を減点する。 | 10点 |